平成 25 年 1 月 11 日(金)

河川工事又は道路工事により必要となる橋梁及び取付道路の工事費用の負担について

※河川法及び道路法で、原因者負担とするか、附帯工事とするかで競合関係が生じ、それぞれの法律で附帯工事の条項を適用せず、**原因者の負担工事**としている。

＊道路法 22 条（工事原因者に対する工事施行命令等）

・他の工事が「河川工事」の時、河川法 19 条（附帯工事の施行）を適用しない。

＊道路法 23 条（附帯工事の施行）

・他の工事が「河川工事」の時は、附帯工事の施行について、適用しない。

上記を基本に三局通達を整理

※確認事項

1. **解説の通達について**

＊三局通達の**解説(定義等及び逐条解説)**は、平成6年7月 18 日に通達が出され、昭和 43 年8月1日から適用(遡及)という理解でよろしいか？　Yes　or　No

■　平成 6 年 8 月 17 日付け「河川工事又は道路工事により必要となる橋梁及び取付道路の工事費用の負担について」は、道路橋示方書の一部改訂に伴う昭和 43 年 8 月 1 日付け「三局長通達」の解釈を示すものであるが、今後も「三局長通達」によることとしている。よって、遡及すると考える。【資料１ｐ１７７６】

2. **「橋梁の質的改良」となる支間の拡大について**

改築前	改築後(基準支間長となる)	質的改良 or 否
① 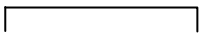 1 径間（基準支間長未満）	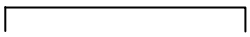 1 径間（基準支間長以上）	否
② 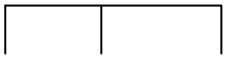 2 径間（基準支間長未満）	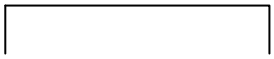 1 径間（基準支間長以上）	**質的改良**
③ 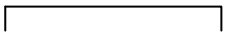 1 径間（基準支間長未満）	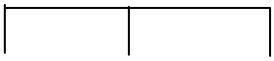 2 径間（基準支間長以上）	**否**
④ 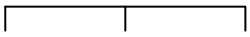 2 径間（基準支間長以上）	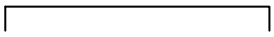 1 径間（基準支間長以上）	**一般的ではないが否**

＊②及び③について、当時県の「河川砂防設計基準（昭和 43 年 7 月）」に準拠したもの、またそれ以前に設置した橋梁は、「基準支間長の遡及適用をしない。」とできないか？（従前の構造を法令に適合させることは、原因者工事による必要な範囲の支出と考えるが。）

■　三局長通達の解説において、基準支間長の明示がされていること、また、適用に関する但

し書きないことからも、現在の河川管理施設等構造令における基準支間長を適用するものと考える。【資料１ｐ１７６３】

＊④について、スパンを少なくしたという意味で質的改良となるのか？

■　改築前の支間長が、基準支間長以上であるため、質的改良にあたらないと考える。しかし、長大スパンとすることは一般的にはコスト的に不利であるため、経済性や景観などの他の理由から長大スパンの必要を説明すべきである。

3. **橋梁が質的改良される場合の費用負担の範囲について**

※相互に関連する工事、それぞれ5年以内の計画はないが、橋梁を質的改良する場合は、積極的に「相互に関連する工事」としてとらえる場合を含む。

＊Ｉ定義等

・３　**橋梁の新設又は改築に要する費用**には、本工事費のほか、‥‥、護岸工、‥‥を含む。

・４　**取付道路の新設又は改築に要する費用**には、本工事費のほか、‥‥水防用道路の補償工事費、‥‥を含む。

・解説 3－3 において、「橋梁の新設又は改築により**必要を生じた限度の河川工事**」に「**河川工事とは、橋台、橋脚の設置に伴って必要となる護岸工事、水防用道路の補償工事等をいう。**」

の記述があり。

＊護岸工の範囲（案）

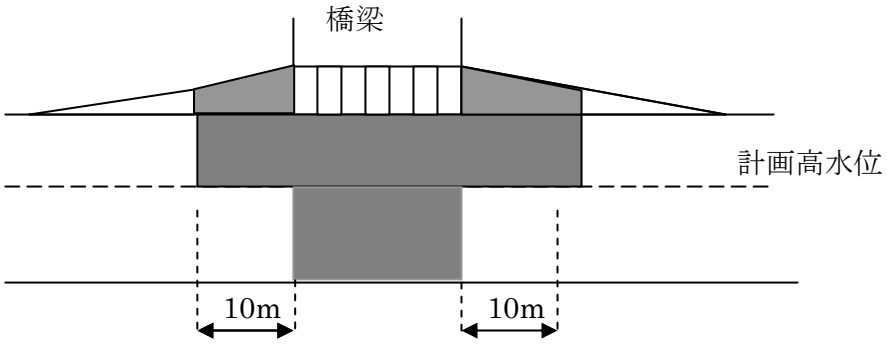

＊護岸工の範囲について

①　　費用負担 1/2 の範囲とできないか？　　Yes　or　No

■　護岸工は、橋梁工事に伴う河川管理施設等構造令の条件であり、解説Ｉ提議等の３及び４と照らしても、橋梁本体の負担率と考える。【資料１ｐ１７６２、資料３】

②「道路工事」が起因とした場合、**計画高水位以下の護岸工事の範囲**は、**状況により延伸は可能**と考えられる。

■　問題の趣旨が不明であるが、河川管理施設等構造令の条件護岸の範囲は次の資料のとおり。【資料２ｐ３１９～】

＊水防用道路について

②水防用道路とは、河川管理用通路のことか？　　Yes　or　No

■　**河川管理施設等構造令より、河川管理用通路は水防活動も機能の一つであり、河川管理用通路のことと考える。【資料２ｐ１５１】**

・河川管理用通路のことである場合

㋐ 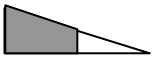 が河川管理用通路の**築堤部分として、双方 1/2 負担**と考えられる。

⇒**従来、取付道路本体扱い**としていたが、取付道路に係る管理通路の補償工事ではありませんか？（Ⅰ定義等 4、解説 3－3 参照）

■　**＊護岸工の範囲についての①で回答したとおり。**

ⓐ**道路認定に関係なく双方費用負担の対象**となる。

ⓑ解説 1－9 で、「取付道路の改築に要する費用」で、「取付道路の拡幅がなければ両者折半して負担し、‥‥拡幅のため必要となる費用は、道路管理者が負担する。」としているが、道路幅員は、堤防天端幅で制約を受けている。

ⓒ解説 1－10 で、「**取付道路の延長範囲**」は、「**道路構造令に定められた勾配で、現場へすりつくまでの範囲**」としているが、**河川管理施設等構造令で 6%以下**と定められ、道路構造令が適用される余地がない。

■　**解説１－１０は、折半負担に取付道路の著しい質的改良は含まない旨の説明であり、道路管理者側で縦断勾配の改良を行う場合、折半の範囲は道路構造令によるとしたもの。河川管理施設等構造令の概ね６％は、河川管理用通路のみに適用し、道路構造令を否定するものではない。**
【資料１ｐ１７６５、資料２ｐ３２４～】

以上の**矛盾が解消**される。

4．Ⅱ逐条解説 3 について

＊「道路工事により必要となる既存の河川に係る橋梁及び取付道路の新設又は改築に要する費用については、1に定める場合を除き、‥‥‥。」において、**解説 3－1** では、「改修済の河川又は河川の改修計画の実施に先行して、‥‥‥、**「1に定める場合を除き」**としたのは、‥‥‥改築される橋梁が質的に改良される場合は、これを積極的に河川管理者及び道路管理者が相互に関連する工事としてとりあげる方針としたことによる。従って‥‥。」としている。

◎以上の趣旨からすると、改修済の河川、改修計画のある河川において、道路管理者側から橋梁を質的に改良する場合は、河川管理者側も積極的に橋梁改築費の費用負担をするべきと解釈できるが、そのような取り扱いでよろしいか？

■　**そのとおりと考える。この場合、道路側で１／２以上の費用負担が必要です。**

５．**その他**（用語の確認）

①解説 3－2 で、「河川の改修計画」とは、直轄河川にあっては工事実施基本計画、補助河川にあっては全体計画をいい、いずれも長期計画は対象としない。

＊上記について、

・「河川の改修計画」とは、河川法の**「河川整備計画」**のことか？

■　河川管理施設等構造令では、占用物を含む河川管理施設等は、「河川整備基本方針」との整合性を要求しており、河川整備計画ではなく、将来計画を有する「河川整備基本方針」と考える。【資料２ｐ１９】

・**全体計画**とは？

■　改正前河川法第７９条（建設大臣の認可）に位置づけられた計画であり、工事実施基本計画の下位計画であり将来計画が含まれている。

なお、工事実施基本計画は改正前河川法第１６条（工事実施基本計画）に位置づけられている。

・**長期計画**とは？

■　河川法等、法令で定めのない計画と考えられる。（任意の計画で河川側から過度な条件を要求しないためと考えられる。）

（問合せ先）

この資料について

一宮市維持課　主幹　坪内　　電話　　0586-28-8100（内線 3230）

E-mail　tsubouchi.masahirodt3h@city.ichinomiya.lg.jp

会議について

愛知県市長会　太田　　電話　　052-962-4171

E-mai　oota@chic.ocn.ne.jp